定期借地権等の評価明細書

(住居					(地	積) ㎡	設定年月	日	平成 年	月	日	設定期	間年	数	7	年
所 在	地番					111	課 税 時	期	平成 年	: 月	日	残存期	間年	数	8	年
定期借地権 等 の 種 類			定 期 借 地 権 ・ 建物譲渡物 定期借地権等		譲渡特	幹 約付借	昔地権 ・		設定期複和		训 現	1. 価率 4.				
定期 借地 権等	自用均	地としての価額	1	(1 ㎡当たりの価	折額		円)	円	に応ず る基準	カチリ	在公	現価率	(5)			
を の設 定時	通常	取引価額	2	(通常の取引	価額ス	スは①		円	年利率による	7发个!、	十亚	光画平	9			
課税時期	自用出	地としての価額	3	(1 ㎡当たりの信	五額		円)	円	残存期 基 準 ⁴ 複 利	∓利 ፭	をに	よる	6			

⁽注) ④及び⑤に係る設定期間年数又は⑥に係る残存期間年数について、その年数に1年未満の端数があるときは6ヶ月以上を切り上げ、6ヶ月未満を切り捨てます。

○定期借地権等の評価

経	権利金 等の授 受があ る場合	(権利金等の金額) 円 権利金・協力金・礼金等の名称のいかんを問わず、借地契約の終了のときに返還を要しないとされる金銭等の額の合計を記載します。	9	(権利金等の授受によ) る経済的利益の金額 円
済的利	保証金等の授	(保証金等の額に相当する金額) 保証金・敷金等の名称のいかんを問わず、借地契約の(B) 円 終了のときに返還を要するものとされる金銭等(保証金等)の預託があった場合において、その保証金等につき 基準年利率未満の約定利率の支払いがあるとき又は 無利息のときに、その保証金等の金額を記載します。	10	保証金等の授受によ (る経済的利益の金額) 円
益の額の	受がある場合	(保証金等の授受による経済的利益の金額の計算) (基準年利率未満) (国の複利現価率) (B) × (B) - (B) × (B) ×	(⑤の 	複利年金現価率) = ⑩
計算	(注) ①	利金等の授受によ 経済的利益の金額 (保証金等の授受によ) (保証金等の授受によ る経済的利益の金額) (開与を受けたと認められ る差額地代の額がある場合の経済的利益の金額) 円 + ⑩ 円 + ⑪ 円 = 欄は、個々の取引の事情・当事者間の関係等を総合勘案し、実質的に贈与を受けたと のられる差額地代の額がある場合に記載します(計算方法は、裏面2参照。)。	12	(経済的利益の総額) 円
評価額の計算	(課税時	期における自) しての価額 円 円 ※ × (⑥の複利年金現価率) (⑥の複利年金現価率) (②の複利年金現価率) (③の複利年金現価率) ② 円	(13)	(定期借地権等の評価額) 円

(注) 保証金等の返還の時期が、借地契約の終了のとき以外の場合の⑩欄の計算方法は、税務署にお尋ねください。

○定期借地権等の目的となっている宅地の評価

一般定期借地 権の目的となっている宅地 裏面1の ④に該当 するもの	(課税時期における自) (課税時期における自) (底 地 割 合 (金現価率) 用地としての価額	14)	(一般定期借地権の目的と なっている宅地の評価額) 円
上記以外の定期借地権等の目的となっている宅地 裏面1の ®に該当するもの	課税時期における自 (用地としての価額) ③	17)	上記以外の定期借地権 等の目的となっている 宅地の評価額 (⑤と⑥のいずれ) か低い金額

1 定期借地権等の種類と評価方法の一覧

定期借地権の種類	定期借地権等の評価方法	定期借地権等の目的となっている宅地の評価方法			
一般定期借地権 (借地借家法第22条)		平成 10 年 8 月 25 日付課評 2-8・課資 1-13「一般定期借地権の目的となっている宅地の評価に関する取扱いについて」 (定定める評価方法による	A		
	財産評価基本通達 27-2 に	*			
事業用定期借地権等	定める評価方法による				
(借地借家法第23条)		財産評価基本通達 25(2)に定める評価方法による			
建物譲渡特約付借地権		財産評価基本通達 25(2)に定める評価方法による (E	עב		
(借地借家法第24条)					

⁽注) ※印部分は、一般定期借地権の目的となっている宅地のうち、普通借地権の借地権割合の地域区分A・B地域及び普通借地権の取引慣行が認められない地域に存するものが該当します。

2 実質的に贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合の経済的利益の金額の計算

	同種同等地代 の年額(C)	円	実際地代の 年額(D)	円		数に応ずる基準 る年賦償還率	18	
差額	(権利金等9)	(前払地代 (®の年賦償還率)	に相当する金 (保証金等⑩)	: 額) (®の年賦償還率))	(実際地代の	の年額(D)) (実質地	代の年額(E))
地代(設		(Wが牛麻頂爆発) 円 ×	(休祉並等(W) - 円		+	円 =		円
定時)	(同種同等地代	(差額地代の額) の年額(C)) (実質 円	近地代の年額(Ⅰ	(⑤の複利年金明 E)) 円) ×	見価率) =	る差額	領地代	たと認められ の額がある場 利益の金額 円

⁽注)「同種同等地代の年額」とは、同種同等の他の定期借地権等における地代の年額をいいます。

3 一般定期借地権の目的となっている宅地を評価する 場合の底地割合

	借 地 権	割合	底地割合		
	路線価図	評価倍率表	医地部日		
地	С	70%	55%		
	D	60%	60%		
域	E	50%	65%		
区	F	40%	70%		
分	G	30%	75%		

4 定期借地権等の目的となっている宅地を評価する 場合の残存期間年数に応じた割合

残存期間年数	割合
5年以下の場合	5%
5年を超え10年以下の場合	10%
10 年を超え 15 年以下の場合	15%
15 年を超える場合	20%

(注) 残存期間年数の端数処理は行いません。